

「敷島 B & G 海洋センター」 及び
「双葉 B & G 海洋センター」

指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

山梨県甲斐市

目 次

1	公募する施設の概要等	1
2	管理運営の基本方針	1
3	指定管理者が行う管理運営の基準	1
4	指定管理者が行う業務の範囲等	2
5	指定管理者の指定期間	5
6	利用料金収入	5
7	指定管理者の業務にかかる経費	5
8	応募者の資格等	5
9	応募書類	6
10	応募の手続き	8
11	指定管理者の指定	9
12	指定管理者の候補者の選定	9
13	指定管理者の候補者選定後の手続き等	10
14	留意事項	11
15	問合せ先	11
様 式		12

敷島B & G海洋センター及び双葉B & G海洋センター

指定管理者募集要項

敷島B & G海洋センター（以下「敷島海洋センター」という。）及び双葉B & G海洋センター（以下「双葉海洋センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び甲斐市B & G海洋センター条例（平成16年甲斐市条例第95号。以下「B & G条例」という。）第3条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 公募する施設の概要等

区分	名称	所在地	詳細
①	敷島B & G海洋センター	甲斐市島上条 2527番地1	別添「管理運営業務の内容及び基準」を参照
②	双葉B & G海洋センター	甲斐市宇津谷 1957番地	別添「管理運営業務の内容及び基準」を参照

上記2施設を一括して管理運営していただきます。

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、次の基本方針に基づいて管理運営を行うこととします。

緑と活力あふれる生活快適都市を目指し、市民の健康増進・青少年の健全育成を目的に、市のスポーツの振興を図ること。

3 指定管理者が行う管理運営の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりです。

(1) 開館日

甲斐市B & G海洋センター条例施行規則（令和7年甲斐市規則第5号。以下「B & G規則」という。）第4条の規定に基づき、次に掲げる休館日を除いた期間とします。

施設区分	休館日
敷島B & G海洋センター	1 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日） 2 10月1日から翌年の5月31日まで
双葉B & G海洋センター	1 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日） 2 12月1日から翌年の3月31日まで

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館することができます。

(2) 開館時間

B & G 規則第 3 条の規定に基づき、午前 10 時から午後 9 時までとします。(午前の部：午前 10 時から正午まで、午後の部：午後 1 時から午後 5 時まで、夜間の部：午後 6 時から午後 9 時まで)

ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間を変更することができます。

(3) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び甲斐市個人情報保護法施行条例（令和 4 年甲斐市条例第 28 号）に準拠し適正な措置を講じるとともに、別記個人情報取扱特記事項を厳守しなければなりません。

(4) 情報公開

指定管理者が管理業務を通して取り扱う文書（電子データ、写真等を含む。）の情報公開については、甲斐市情報公開条例（平成 16 年甲斐市条例第 10 号）に準拠し、必要な措置を講じなければなりません。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、敷島海洋センター及び双葉海洋センターの管理運営を行うにあたっては、地方自治法等の関係法令、関係条例等を遵守しなければなりません。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

業務の範囲については、別添「指定管理業務に関する仕様書」及び「管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

なお、法令等により必要な業務や施設の維持管理のための業務については、他の事業者にも再委託できるものとします。

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定管理者と市の責任分担は、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めるものとします。

項 目	内 容		指定管理者	市
管理運営	施設の利用調整、貸し出し・利用指導、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理、利用促進等		○	
維持管理	樹木等植物育成管理、清掃、施設保守点検、施設の法定点検等、光熱水費等の支出、消耗品管理等		○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	
	当該年度の収支計画書の額から 20%を超える物価高騰又は下落が見込まれる場合は、協議することができる。			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
利用者数等の変動	施設の利用者数等の変動による収入の減少		○	
運営リスク	指定管理者の提案による事業運営によるもの		○	
債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○	
施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの苦情や要望への対応		○	
	上記以外			○
セキュリティ	指定管理者の警備不備による被害、損害等		○	
	個人情報情報の漏洩	市の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
		指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの			○
	施設の管理の瑕疵によるもの		○	
	上記以外		両者の協議	
不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由（第三者の行為も含む））の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		両者の協議	
施設、設備の維持管理	修繕（機能等維持）	小規模な修繕（50 万円未満）	○	
		指定管理者の責めに帰すべきもの	○	
		上記以外		○

項 目	内 容		指定管理者	市
施設、設備の維持管理	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合	○	
		上記以外		○
備品の維持管理	修繕	小規模な修繕（50 万円未満）	○	
		指定管理者の責めに帰すもの	○	
		上記以外		○
	更新	指定管理者が希望する場合	○	
		上記以外		○
	新規購入	指定管理者が希望する場合	○	
		上記以外		○
事故や災害等による施設等の修繕			事案により 協議	
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
利用者や第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○	
	上記以外			○
保険の加入	施設火災保険			○
	施設賠償責任保険		○	
	自動車保険		○	
施設利用者の被災に対する賠償責任			事案により 協議	
管理の中断	指定管理者の管理の瑕疵によるもの		○	
	上記以外		事案により 協議	
事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用		○	
災害時対応	待機態勢の確保、被害調査、報告、応急措置等		○	
	災害発生時の指示等			○

※ 金額には消費税及び地方消費税を含む。

※ 指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる施設（建物、機械設備、備品等）の毀損・滅失があった場合には、金額の多寡にかかわらず指定管理者が弁償の責を負う。

※ 施設内の備品（市所有）の更新及び新規購入の必要性については、市が判断する。

※ 指定管理者が施設・設備の改修を行った場合、指定管理者は当該資産に関する所有権を放棄、または現状復帰する。

※ 施設賠償責任保険は、市と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険とし、対人・対物共通賠償 1 名につき 1 億円以上、1 事故につき 1 億円以上とする。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。この期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。

6 利用料金収入

敷島海洋センター及び双葉海洋センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。(令和 9 年 4 月 1 日以降の収受分が対象となります。)

また、この利用料金の額は、B & G 条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて、指定管理者が定めます。

7 指定管理者の業務にかかる経費

(1) 指定管理者は、市が指定管理期間中に指定管理者に支払う委託料の総額を、以下の金額を上限として提案してください。

以下の金額を超えた額を提案した場合は、失格となります。

[指定管理料の上限額] (5 か年総額)

126,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 施設の業務にかかるすべての経費は、利用料金収入及び市が支払う指定管理料並びにその他の収入をもって充てるものとします。

(3) 市が支払う指定管理料は、管理運営に要する経費から利用料金収入及びその他の収入の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において支払います。

(4) 指定管理料の具体的な額や支払方法等は、協議の上、年度ごとに協定で定めることとします。

(5) 指定管理料を含む収入が支出を上回り余剰金が発生した場合は、その一部を市へ還元することとし、還元額と還元方法については、指定管理者からの提案によります。

(6) 過去 3 か年の利用者数、収入及び市委託料の支出額等の内容は、資料を請求してください。

(7) 指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の、本事業専用の口座により管理してください。

(8) 人材の確保、業務委託の発注、備品の購入等に当たっては、可能な限り近隣住民や市内事業所を活用し、地域経済の貢献に留意してください。

8 応募者の資格等

(1) 応募者の資格は、申込み時において山梨県内に本社又は支店、営業所等を有する(※注 1) 法人その他の団体であって、次のいずれかにも該当しないものとします。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当するもの。

② 甲斐市から入札指名停止措置を受けているもの。

③ 市税、県税、法人税、消費税等を滞納しているもの。

④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

⑥ 地方自治法 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けているもの。又は、その取消しを受けた日から 2 年を経過していないもの。

(2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、団体全てが申込み時において山梨県内に本社又は支店、営業所等を有する（※注 1）ものに限ります。なお、この場合代表団体を定めるとともに、代表団体はグループにおける責任割合が最大であることが必要です。

※注 1 ここでいう「山梨県内に本社又は支店、営業所等を有する」とは、事業の実態（山梨県内にある本社又は支店、営業所等に正社員が常駐し、かつ総務、企画、人事機能等中枢があること）が行われていることが必要です。

(3) 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

9 応募書類

応募にあたっては、次の（１）から（７）の書類を提出してください。なお、市ウェブサイトから募集要項及び申請書類の様式をダウンロードできます。

(1) 指定管理者指定申請書（様式 1 号） ※提出書類一覧をつけること。

(2) 事業計画書（様式 2 号）

① 管理運営にあたっての基本方針

経営理念、経営方針、コンプライアンス（法令遵守）について記載すること。指定管理者の指定を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望、また魅力ある施設運営を目指すための運営方針等についても記載すること。

② 中期計画に関する事項

5 年間の指定期間における、管理運営、収支に関する計画を記載すること。また、指定管理料を含む収入が支出を上回り余剰金が発生した場合、市への還元額（割合）と還元方法について記載すること。

③ 管理運営の内容に関する事項

ア) 施設の維持管理について具体的な内容と手法について記載すること。(施設管理、安心安全対策、効率性など)

イ) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果について記載すること。(営業・広報計画、地域・関係機関等との連携、利用拡大に対する取組など)

ウ) 施設利用についての考え方及び具体的な手法について記載すること。(利用受付、利用承認、利用料金の徴収、利用料金の設定など)

エ) 管理業務のうち再委託する業務について記載すること。(機械器具保守点検、検査委託など)

オ) サービスの向上を図るための具体的な手法及び効果について記載すること。(サービス向上のための具体的な取組方法、施設・設備の活用方法など)

カ)市、地域住民等との連携及び協力体制による活性化策について記載すること。

キ)情報公開及び個人情報の保護の措置について記載すること。

ク)苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制について記載すること。

(3) 収支計画書（様式 3 号）

(4) 施設管理運営費提案書（様式 4 号）

(5) 実施体制表（様式 5 号）

(6) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式 6 号）

(7) 付属書類

① 団体の概要(様式 7 号)

② 申請団体の定款、寄附行為、規約、又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）

③ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書あるいは登記簿謄本（3 か月以内に取得したもの）

④ 印鑑証明書(3 か月以内に取得したもの)

⑤ 役員の名簿及び履歴書

⑥ 事業（営業）報告書（過去 3 事業年度分）

⑦ 確定した決算に基づく財務諸表一式

・貸借対照表（過去 3 事業年度分）

・損益計算書（又は収支計算書）（過去 3 事業年度分）

・販売費及び一般販売管理費内訳表（過去 3 事業年度分）

・原価報告書（過去 3 事業年度分）

・個別注記表（過去 3 事業年度分）

・株主資本等変動計算書（過去 3 事業年度分）

⑧ 直近 1 年間の市税、県税、法人税、消費税等の滞納がない証明書

⑨ 法人にあつては資本関係を有する法人、株主に関する情報が確認できるもの（法人税申告書 別表二「同族会社の判定に関する明細書」等）

⑩ 申請団体が ISO の認証を取得している場合は、ISO 認証取得証明書（写）（注 1）

※注 1 ここである「ISO」の規格は、指定管理者として、施設の維持管理等への有効活用が見込まれるもの（品質マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）、情報セキュリティ（ISO27001）等）をさします。

(8) 提出部数 21 部（正本 1 部、副本 20 部）、電子媒体（CD-R）に入力したもの 1 部

(9) 留意事項

① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

② 応募 1 団体又は 1 グループにつき、申請は 1 件とします。

③ グループ応募の場合には、グループ構成員表（様式 1-2 号）を添付し、構成員ごとに（7）の付属書類を作成してください。

- ④ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- ⑤ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑥ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑦ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とします。
- ⑧ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 8 号）を提出してください。
- ⑨ 提出書類 21 部には必ずページを印字し、落丁・乱丁のないこと。

10 応募の手続き

応募手続き及びスケジュール等は、次のとおりです。

（1）応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

（2）応募書類の提出場所

甲斐市市民生活部 スポーツ振興課 施設管理係
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地
電話 055-278-1698 F A X 055-278-2047
E-mail : shisetsukanri@city.kai.yamanashi.jp

（3）スケジュール

月 日	内 容
8 月 17 日 ～ 9 月 18 日	募集要項の配布
8 月 24 日	業務説明会への参加申込書の締め切り
8 月 27 日	業務説明会及び現地見学会
8 月 27 日 ～ 9 月 3 日	募集に対する質問書の受付
9 月 2 日 ～ 9 月 11 日	質問書への回答
8 月 17 日 ～ 9 月 18 日	応募書類の受付期間

（4）留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、令和 8 年 8 月 17 日から 9 月 18 日までの間の、土、日、祝日及び 8 月 27 日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。
- ② 応募者は、可能な限り、8 月 27 日の業務説明会及び現地見学会に参加してください。見学時間は、申込締め切り後に連絡します。
説明会等に参加する場合、8 月 24 日の午後 2 時までに参加申込書（様式 9 号）を提出してください。郵送、ファックス、メールも可とします。
- ③ 募集に対する質問は、質問書（様式 10 号）により行ってください。郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。
- ④ 質問に対する回答は、市のホームページ (<https://www.city.kai.yamanashi.jp>)

に掲載するので、確認してください。

- ⑤ 提出場所 甲斐市 市民生活部 スポーツ振興課 施設管理係
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地
電話 055-278-1698 F A X 055-278-2047
E-mail:shisetsukanri@city.kai.yamanashi.jp

11 指定管理者の指定

条例に基づき、次の選定基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

- ① 事業計画の内容が、敷島海洋センター及び双葉海洋センターの効用を発揮することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、敷島海洋センター及び双葉海洋センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、敷島海洋センター及び双葉海洋センターの平等な利用を確保することができるものであること。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

12 指定管理者の候補者の選定

- (1) 指定管理者の候補者の選定は、市が行います。
- (2) 応募者の審査は、市が設置する指定管理者選定評価委員会が、次の審査の基準により行います。
 - ① 敷島海洋センター及び双葉海洋センター施設の管理運営の方針等の総合的な事項
 - ア 運営方針等
 - イ 施設の管理運営に係る経費
 - ウ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
 - ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - イ サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果
 - ③ 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること。
 - ア 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - イ 施設の維持管理の効率
 - ④ 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果
 - ⑤ 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。
 - ア 安定的な運営が可能となる人的能力

イ 安定的な運営が可能となる経理的基礎

(3) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（書類審査）を行った後、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）及び最終審査を行います。

(4) 選定結果の通知は、応募者全員に後日、文書で通知します。

13 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を施設ごとにそれぞれ仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者との協議が整わない場合は、指定管理者選定評価委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を施設ごとにそれぞれ締結します。

【基本協定の主な内容（予定）】

- 業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- 遵守事項
- 指定管理料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 実施計画書の提出に関する事項
- 定期報告事項
- 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- 指定の取り消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項
- 代表取締役の変更及び役員その他の大幅な変更等があった場合の届出に関する事項
- その他

(指定管理者がグループ応募の場合は次の事項が加わります。)

- 構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項

○代表団体に係る倒産の場合など指定管理者の指定の取り消しに関する事項

○代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項

○代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項

○構成員の脱退に対する措置に関する事項

○その他

(複数の会社が指定管理者の業務を行うために新たに会社を設立した場合)

○事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項

○新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項

○その他

【年度協定の主な内容（予定）】

○管理業務の内容に関する事項

○指定管理料の額に関する事項

○その他

14 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。
- (2) 指定管理者となることで、法人にかかる市民税、事業者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる場合があります。
- (3) 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後、速やかに当該法人の登記事項証明書（あるいは登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出していただきます。
- (4) 応募者は、指定管理者選定評価委員会委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- (5) 選定結果として、応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知のうえ応募ください。

15 問合せ先

甲斐市市民生活部 スポーツ振興課 施設管理係

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

電話 055-278-1698 F A X 055-278-2047

E-mail : shisetsukanri@city.kai.yamanashi.jp